

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次

規則	ページ
◎高知県税条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則	1

規則

高知県税条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。

令和7年7月22日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第68号

高知県税条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則

高知県税条例の一部を改正する条例（令和7年高知県条例第24号）附則第1項第2号の規定に基づき、同号に掲げる改正規定の施行の日は、令和7年7月22日とする。